

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成29年12月19日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成29年12月19日（火曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第149号議案～第155号議案

「質疑・討論・採決」

第178号議案～第183号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	下江洋行	副委員長	山崎祐一				
委員	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	鈴木長良	澤田恵子	浅尾洋平	
	柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	村田康助	山口洋一	長田共永	
	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰				
議長	丸山隆弘						

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午後1時30分

○下江洋行委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る15日の本会議において、本委員会に付託されました第149号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第4号）から第155号議案 平成29年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）まで、及び第178号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第5号）から第183号議案 平成29年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）までの13議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第149号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

はじめに、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題になっております第149号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第4号）、歳出2款1項17目についてお尋ねします。

地域活性化事業費、買い物困難地域対策事業資料27ページであります。

移動販売事業補助金の増とありますが、その事業の内容についてお伺いします。

○下江洋行委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 移動販売事業補助金につきましては、日常の買い物が困難となっている高齢者等の負担軽減及び利便性の向上に資するため、移動販売事業を行う者に対し、車両購入等に要する経費の一部を補助す

るもので、当初予算におきまして、移動販売車両の購入補助1件分の予算措置を行い、4月に交付申請のあった事業者に対し補助金を交付しております。

この補助金を交付した事業者とは別の事業者が、市の補助金を活用し移動販売を開始する計画をしており、市の予算措置ができ次第、補助金の交付申請をする意向を示しております。

現在の計画では、鳳来北西部地区、鳳来東部地区、鳳来南部地区、作手地区、八名地区で販売を行う予定ですが、詳細につきましては、既に補助金の交付を受け移動販売を行っている事業者と調整しながら検討をしているところと聞いております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 4月のときに、441万4千円だと記憶しておりますが、この補助金を受けて事業者が事業を展開しております。比較的販売実績というのか、移動販売の実績というのは数字的には伺っておりますが、10月末で992万円、6,688名の方が利用しておみえになるというデータをいただいております。

それを含めて、今お話がありましたように、八名地区を含む鳳来、作手、各地区ということではありますが、導入する車両は1台なのかどうなのか、その点についてお伺いします。

○下江洋行委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 申請を予定しておる車両につきましては、1台でございます。補助の対象とするのも1台と予定しております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、通告書に従いまして第149号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第4号）について、質疑させていただきます。

歳出2款1項2目の電子計算費、庁内L A

N管理事業、資料25ページについてです。

(1)として、購入するクライアントパソコンの仕様と計画台数をお伺いします。

(2)として、クライアントパソコンに付随する周辺機器の導入計画をお伺いします。

(3)として、行政と議会のデータ連携も含め、ICT化の推進に対応可能な計画となっているのかお伺いします。

以上、お願いします。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

1点目、購入するクライアントパソコンの仕様と計画台数でございますが、クライアントパソコンにつきましては、Windows10を搭載しました13.3インチのカメラ付きのタブレットパソコンを640台購入する予定でございます。

主な仕様としましては、不正使用を防止するためのセキュリティ対策といたしまして、BIOSのパスワード設定や耐久性を担保するための落下試験、衝撃試験、加圧試験等への適合を要件としております。

2点目のクライアントパソコンに付随する周辺機器の導入計画でございますが、クライアントパソコンに接続します周辺機器につきましては、タブレット本体を接続する拡張クレードルという機器にキーボード、マウスを含めましてこれらで620台分、ノートパソコンのように使用できますキーボード・ドッキングステーションを含めまして20台購入する予定でございます。

3点目の行政と議会のデータ連携、ICT化の推進についてでございますが、行政と議会のデータ連携につきましては、システムの導入が現時点で未定ではありますが、タブレットパソコンを活用することにより、テレビ会議による離れた場所での打ち合わせ、相談等が可能になり、また、災害現場等の状況を動画、画像等で転送することにより正確な状

況把握ができ、迅速な対応が可能となるなど、ICT化の推進に寄与するものと考えております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。

まず、(1)について再質疑ですが、640台の導入ということでしたが、市内の庁舎での利用に対する割合というものをお伺いしたいです。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 本庁と出先等の割合ということでよろしいでしょうか。一応、予定としまして、本庁、新庁舎のほうで400台程度、総合支所、あと出先機関、こども園等を含めまして240台というぐらいの割合となっております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。

新庁舎400台と、そのほかで240台ということで、640台によって今まで使ってきたパソコンを全て更新するという計画になっておりますでしょうか、お伺いします。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 現在使用しておりますWindows7の台数を全て更新するということとあります。それで、新庁舎につきましては、タブレットを全て導入するというと考えております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 (1)については了解いたしました。

(2)の再質疑に移らせていただきますが、620台と20台で違った仕様の周辺機器を用意しているということですが、そういった形にした理由をお聞かせ願います。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 まず、拡張クレードルで使用する形式につきましては、各職員が自席で机上で使うようなことを想定しております。

それから、ノートパソコン型20台の利用につきましては、各種会議ですとか、貸し出し用というようなことで想定しております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは質疑通告に従いまして、今議題になっております2の1の2、電子計算費、庁内LAN管理事業、ページ数は23ページから25ページの部分でございます。

2点ございます。庁内LANクライアントパソコンの購入のため1億8,688万円を計上しております。この庁内LANクライアントパソコンとは、そもそも何なのか伺います。また、この金額が適正なのか伺います。

2点目、どのような方法で購入を考えているのか伺いたいと思います。これは、括弧してありますが、一般競争入札、または指名競争入札、またはその他などあったら伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

1点目、クライアントパソコンとは何かということと金額につきましてであります。庁内LANクライアントパソコンといえますのは、庁内ネットワークを利用して行政事務を処理するための端末パソコンのことをいいます。

金額につきましては、参考見積もりを徴しておりますので、適正な価格であると考えております。

2点目の入札方法につきましては、一般競争入札、または指名競争入札のいずれかでとっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

まず、クライアントパソコンというのは事務処理をする端末ですよということですが、

これは先ほども質疑ありましたように、主にタブレットを使うというもので理解しているのか。また、今までノートパソコンなどを使っていると思うんですが、それではなくてタブレットに順次変えていくという理解でいいのか、伺います。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 今回の予算で購入いたしますパソコンにつきましては、全てタブレットパソコンということで、現在使っていますノートパソコン等の全て更新ということで、新庁舎ではタブレットパソコンを利用する業務になります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

そうしますと、今度から新庁舎にかわるをいい機会にして、ノートパソコンではなくてもう全部タブレットで業務なりするという理解でよろしかったでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 業務につきましては、今回購入しますタブレットパソコンで業務を行っていきます。

いわゆるタブレットという形で市販のタブレットをイメージされておられるかと思いますが、それをベースとしたノートパソコンに近いようなイメージを持っていただいて、それを持って行政事務を処理するというところで、ノートパソコンよりも、外していろんなところ、離れた場所で利用できるというような、持ち運びが容易になるというような利点がございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。ありがとうございます。

そうしますと、利点としては持ち運びがすごく簡単になったりだとか、いろいろな相談事、市の窓口からも市民の方が来たときには資料をそれで見せたりだとか、そういった利点があるのかなと思いますが、こういったこ

とを利点として買い替え、今回1億8千万円の購入ということだと思んですが、これは引き続き窓口で業務としてサインを市の方にしてもらったりだとか、行く行くなんですが、ペーパーレスとかにもなる、つながる利点があるということで、今回の更新も考えているということで理解してよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 窓口での手続等でペーパーレスとなるということ、いろいろまたシステムの導入が必要になると思いますので、現時点で今そこまですぐにということはやちょっと想定しておりませんが、庁内で行われます職員内外を含めたいろんな会議等、今までですと紙の資料をたくさん印刷しましてそれぞれが紙で確認するという状況もございましたが、タブレットを持って会議に臨むことによってデータで確認しながら会議ができるということで、そういった意味でのペーパーレス化というのは図られるかと思っております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、3款1項2目について、お伺いします。社会福祉施設費、社会福祉施設管理事業費、35ページであります。

消防設備の修繕とあります。修繕が必要になった経緯とその内容について、お伺いします。

○下江洋行委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 消防設備の修繕につきましては、本年度実施しました建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査にお

きまして、消防設備に一部是正の必要があるとの指摘があり、指定管理者から報告を受けたため、これに対応するものです。

修繕の内容につきましては、非常用の照明装置の点灯不良箇所の取りかえ及び未設置部分への増設、防火戸の開閉不良の調整、自然排煙口の開閉不良の調整を行うものです。いずれも火災など有事の際の人命にかかわる設備であるため、早期の改善を図るものでございます。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま非常用防火戸、非常用扉だと思んですが、その扉であるとか、排煙口の施設のふぐあいだということですが、建築基準法の第12条第1項以外に指定管理者もしくは関係者で、これらの可動の瑕疵を自主的に検査をしたということはないのでしょうか。それがあれば、もう少し早く発見できたとかいうことでありますがいかがでしょうか。

○下江洋行委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 日常の点検でということですが、これまでそういった点検等した結果等は報告を受けておりません。

日常の点検で防火扉の開閉等ちょっと点検等は日常的にはしておりませんでしたので、今回の指摘で初めてわかったということでございます。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産事業費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告順に質疑させていただきます。

6 款の 1 の 4、農業振興施設費、四谷千枚田多目的施設管理運営事業、59ページになります。

1 点でございます。小水力発電施設改修工事という項目で87万円余の計上がありますが、これはどういった内容なのか伺います。

○下江洋行委員長 坂野農業課参事。

○坂野公彦農業課参事 この小水力発電施設につきましては、農業用用水路の水力を利用して発電する施設でありまして、四谷千枚田にあるトイレ施設の照明等に電力を供給するもので、今回バッテリー 4 基とインバーターの交換をするものであります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出 6 款農林水産事業費の質疑を終了します。

以上で、第149号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第149号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第149号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第150号議案 平成29年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から第153号議案 平成29年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本4議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本4議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第150号議案から第153号議案までの4議案を一括して採決します。

本4議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第150号議案から第153号議案までの4議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、59ページ第154号議案 平成29年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 第154号議案 平成29年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）ですが、歳出 1 款 1 項 3 目浜松医科大学基金寄附金、9ページになりますが、について、以下3点伺います。

(1) 寄附金の性格と役割、独自性及び継続性。

(2) 浜松医科大学医局及び医師派遣等との関係。

(3) 愛知県外の医大との関係強化による弊害の有無について、お願いいたします。

○下江洋行委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 1 点目の寄附金の性格と役割、独自性及び継続性についてであります。浜松医科大学基金は、安心して教育・研究に打ち込める環境やさまざまな交流を行う機会を安定的に提供することにより、教育・研究・診療及び社会貢献活動を推進し

ていくことを目的に設立されたものであります。

具体的には、経済的理由により修学に困難がある学生等に対して支援する修学支援事業や、キャンパス環境の整備充実への支援事業、国際交流及びグローバル人材育成への支援事業等を基金により運営する計画となっております。

このような趣旨に賛同し寄附をしようとするものでありまして、継続的に毎年寄附を行うことは考えておりません。

2点目の浜松医科大学医局及び医師派遣等との関係ですが、基金の趣旨・目的に賛同し、今回寄附をしようとするものであります。より強固な関係をとの思いはありますけれども、寄附を行ったからといって、浜松医科大学からの医師派遣が増員となるものとは考えておりません。

3点目に愛知県外の医大との関係強化による弊害の有無でありますけれども、これまで、浜松医科大学に限らず、県内の医科大学とも関係強化に努めてきており、今回、浜松医科大学基金へ寄附することによって、これまで築いてきた県内の医科大学との関係が悪化するものとは考えておりません。

○下江洋行委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは、(1) から再質疑させていただきます。

今回この百万円の寄附というのは、1回限り、今年度限りだと理解してよろしいですか。

○下江洋行委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 毎年寄附を行うということは考えておりませんが、浜松医科大学の基金は、平成28年度から平成33年度までに3億円を目標としておりますので、今回は百万円をということで考えておりますけれども、再度大学から基金への寄附等の話があった場合には、市であったり、病院内で寄附を行うのかどうかは再度、検討をしたいと思っております。

○下江洋行委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、1回限りだということではないということですね。限定ではないということですね。

(2)に移ります。浜松医科大学の医局のほうへ医師派遣等について要望に行ったりしていることは聞いておりますが、浜松医科大学のほうから寄附金の求めがあってそれに応じるものだという事なんですけれども、医師派遣等について打算的というか、うまく働くようにしてほしいと思うんですが、その辺の努力というか、ねらいみたいなものについて、改めて伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 今回、寄附金を行うことによって増員をという思いは当然病院にはありますけれども、ただ大学からも今回寄附したことによって大学の医局員が十分にいるということではないので、増員となるものではないというお話も聞いておりますので、やはり基金の趣旨、目的に賛同して今回寄附をしようとするものと考えております。

○下江洋行委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 わかりました。余り下心はないということだと思いますが、(3)に移ります。

この愛知県内には確か4校、医学部を持った大学があって、静岡県にはこの浜松医科大学1校しかないわけで、非常に県の壁というのも厚いように思うんですが、かつて新城市民病院というと、俗に言う名大系でずっと来たわけですが、今聞いてみるに、名大系の医師というのは1人もいないということで、昭和の時代から平成のはじめにかけてあの時代とは中身が大分違ったなど理解しておるんですが、そこで、県外の大学と関係強化になると思うんですが、これについて改めて弊害の恐れが本当はないのか、確認させてください。

○下江洋行委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 以前は確かに名古屋

屋大学の系列、関連病院であったわけですが、今は浜松医科大学ということになるわけですが、ただ現在でも名古屋大学、愛知医科大学、藤田保健衛生大学から、非常勤ではありますけれども医師を派遣していたでいておるのが現状であります。

常勤の医師ではなく、非常勤であるわけですが、医師を数名派遣をさせていただいているという状況もありますので、これまで名古屋大学との関係が関連病院から変わったわけですが、そこから徐々にではありませんけれども関係強化に努めてきた結果、非常勤ではありますけれども派遣させていただいておりますので、弊害が起きるとは考えておりません。

○下江洋行委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後にしますが、市民病院というやはり市民の最大の関心事でありますので、ぜひこの医師の確保というのについては万全を期してほしいと思うんですが、その点でこの浜松医科大学との関係を強化する、県外の浜松医科大学との関係を強化するという点で、やや危惧するものがあるわけですが、その辺についてもう一度、ほんとにこれからあと5年、10年たつて、また少し変わってくるかと思うんですが、その医療圏の問題も大きく変わってくると思うんですが、ほんとにこういうふうにして、浜松医科大学との関係を深めることによって弊害というものはないのか、きちっとそれはコントロールしていけるという自信があるのか、その辺について最後の確認をさせてください。

○下江洋行委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 弊害が起きるといふふうには考えておりません。

○下江洋行委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第154号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第154号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第154号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第155号議案 平成29年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第155号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第155号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第178号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第178号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第178号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第178号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第179号議案 平成29年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第179号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第179号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第179号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第180号議案 平成29年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第180号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第180号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第180号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第181号議案 平成29年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第181号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第181号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第181号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第182号議案 平成29年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第182号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第182号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第182号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第183号議案 平成29年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第183号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第183号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって第183号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、予算・決算委員会を閉

会します。

閉 会 午後2時8分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 下江洋行